

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府和泉市長

## 公表日

令和5年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>・児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、児童扶養手当に関する事務の処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①資格情報 ②年金保険情報 ③金融機関情報 ④給付管理等</p> <p>なお、これらの事務に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第2に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>・児童扶養手当システム ・団体内統合宛名システム ・庁内連携システム ・宛名システム ・中間サーバー ・中間サーバーGW</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当等事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項及び別表第1(37の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条の3、第12条、第19条、第31条、第35条、第36条、第37条、第44条、第59条の2</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(57の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和泉市子育て健康部子育て支援室
②所属長の役職名	子育て支援室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市総務部総務管財室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市子育て健康部子育て支援室

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5②所属長	こども未来室長 中田 康夫	こども未来室長 土本 英也	事後	
平成27年10月1日	II 1対象人数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成27年10月1日	II 2取扱者数	平成26年10月1日時点	平成27年10月1日時点	事後	
平成28年4月1日	I 5②所属長	こども未来室長 土本 英也	こども未来室長 山本 幸永	事後	
平成28年10月1日	II 1対象人数	平成27年10月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成28年10月1日	II 2取扱者数	平成27年10月2日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年2月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(37の項)	・番号法第9条第1項及び別表第1(37の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	事後	
平成29年2月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(30、47、57、87、116の項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19号第7号及び別表第2(13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条の3、第12条、第19条、第31条、第35条、第36条、第37条、第44条、第59条の2  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2(57の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	事後	
平成31年2月28日	VIリスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	こども未来室長 山本 幸永	こども未来室長	事後	様式変更による
平成31年3月1日	II 1対象人数	平成28年12月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月1日	II 2取扱者数	平成28年12月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和2年3月13日	I 8. 監査		内部監査○	事後	
令和3年3月9日	I 5. 評価実施期間における担当部署	こども部こども未来室②こども未来室長	①子育て健康部子育て支援室②子育て支援室長	事後	
令和3年3月9日	I 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	こども部こども未来室	子育て健康部子育て支援室	事後	